



アラカルト

特許の常識／非常識（その3）

—鉄鋼技術者のための特許スキルアップ—

Critical Misunderstanding of Patent System Part 3

—Improvement in Patent Knowledge for Steelmaker Engineers—

河野特許事務所 弁理士 河野登夫 Takao Kohno

同上 河野英仁 Hideto Kohno

7 パラメータ特許

パラメータ特許（特許されていないものは「パラメータ発明」）とは広義には、特許請求の範囲の中に数値限定を含むものを言うようであるが、一般には、特許請求の範囲の中に新規なパラメータを持ち込んで、このパラメータの数値限定をしたもの、または、複数のパラメータの関係を規定したものなどを指すようである。鉄鋼関係の例ではないが、知的財産高等裁判所で特許性が判断された（平成17年行（ケ）10042号）発明を例示する。

ポリビニルアルコール系原反フィルムを一軸延伸して偏光フィルムを製造するに当たり、原反フィルムとして厚みが30～100 μ mであり、かつ、熱水中での完溶温度（X）と平衡膨潤度（Y）との関係が下式で示される範囲であるポリビニルアルコール系フィルムを用い、かつ染色処理工程で1.2～2倍に、さらにホウ素化合物処理工程で2～6倍にそれぞれ一軸延伸することを特徴とする偏光フィルムの製造法。

$$Y > -0.0667X + 6.73 \quad \cdots \cdots (I)$$

$$X \geq 65 \quad \cdots \cdots (II)$$

但し、

X：2 cm×2 cmのフィルム片の熱水中での完溶温度（℃）

Y：20℃の恒温水槽中に、10 cm×10 cmのフィルム片を15分間浸漬し膨潤させた後、105℃で2時間乾燥を行った時に下式

浸漬後のフィルムの重量／乾燥後のフィルムの重量

より算出される平衡膨潤度（重量分率）

フィルムの厚み、および延伸の倍率はそれ自体よく知られた物理的数値である。これに対して完溶温度Xおよび平衡膨潤度Yは、これらの定義から推測されるように、発明者が独自に創案した評価指標→パラメータである。

従前知られていない評価指標および評価指標に関する条件（この例の（I）（II）式）などを考え出して、これらによって限定した物、方法の特許を取得することができれば、同種の「物」、「方法」のうちの一部が独占できるように考えられる。しかし、パラメータで規定された特許の物、方法が、特許に係るパラメータで評価されはしなかったが、特許出願以前から既に存在した「物」、「方法」に包含される場合は不合理が生じる。すなわち、それ自体公知の物、方法に特許を与えてしまうことになるからである。また、特許発明の効果がそのパラメータに依存していることの合理性も問題となりうる。

上記の発明は一旦特許されたが、異議申し立てによって取り消されたので、出願人はこれを不服として知的財産高等裁判所へ提訴したものである。裁判所は特許庁による取消決定を支持した。判決では、本件の明細書で2つの実施例（発明の要件をすべて満たす例）と比較例（発明の要件の一部だけを満たす例）が各2例、示されていたにすぎないことに、[四つの具体例のみをもって、上記斜めの実線（注：（I）式）が、所望の効果（性能）が得られる範囲を画する境界線であることを的確に裏付けているとは到底いうことができない。]などと認定して、特許法が要求するサポート要件（特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること）を満たしていない、と判断した。この判決が教えることの一つは、パラメータ発明は、明細書の中で、課題を解決できるとするに足る理論またはデータを開示しておくこと、と言う点にある。パラメータ発明が特許されるか否かはまさにこの点に依存する。特許取得の戦略としてパラメータ発明

* 章番号は前回（Vol.12 No.11）掲載分からの通し番号になっています。

の利用は興味深く、発展的に考えて頂きたい。

8 分割出願を積極的に活用しよう。

分割出願とは、簡単に言うと、一つの出願中に複数のアイデアA、Bが存在する場合に、原出願からアイデアBを削除し、アイデアBについて別出願することである。アイデアBの分割出願の出願日は、アイデアAの原出願の出願日まで遡及する。

重要なアイデアについては積極的に分割出願を行いたい。つまり、複数のアイデアについて一つの特許を持っているよりも、それぞれのアイデアについて、個別に検討した上で、複数の特許とした方が競業他社に対するインパクトも強いからだ。複数のアイデアをそれぞれ権利化し、特許の網を張り巡らせる。特に、出願後においては、市場ニーズの変化、販売製品の仕様変更、及び他社の動向等、状況は目まぐるしく変化する。この場合、出願当初のコア技術に係る請求項では十分に自社技術を保護できない場合がある。そこで、周辺技術に関しても状況に応じて後に分割出願することにより、的確に保護することが可能となる。しかも上述したように、分割出願の出願日はコア技術の出願日にまで遡る。

2007年4月施行の改正特許法により、さらに分割出願の利便性が高まった。従来は補正時しか分割することができなかった。改正後は補正時のみならず、特許査定後及び拒絶査定謄本送達後30日以内も分割することができるようになった。特許査定後においても、重要案件については知財担当者と相談し、他社の技術動向を見据えた分割出願を行うことが重要となる。

9 鉄鋼とソフトウェア特許

製鉄プロセス解析、システム制御技術、鉄鋼搬送ラインの自動制御システム等、製鉄と制御・ソフトウェア技術とは切っても切れない関係にある。本欄では鉄鋼マンが押さえておくべきソフトウェア特許の基礎について説明する。

ソフトウェアは著作権法によっても保護されるが、それはデッドコピー（複製）に対する保護を主目的とするものであり、アイデアそのものを保護するためには特許法に頼るしかない。特許法ではソフトウェアをどのように保護しているか？ 日本の特許法はソフトウェア特許に関し、世界的に見ても高いレベルで保護している。次に詳細を説明しよう。

平成14年改正特許法においては「プログラム」が特許法上の発明として認められた。法改正以前は、「プログラム」をクレームに記載することを認める、と審査基準に定められていたが、法律上の根拠はなかった。さらにそれ以前には、プログラムを実行する装置、プログラムが実行する方法、または、当該プログラムが記録された記録媒体（CD-ROM）として間接的にソフトウェアを保護しているにすぎなかった。しかし、インターネットの普及により、ソフトウェアは、装置にインストール、または、CD-ROMに記録して販売するというよりも、インターネットによりダウンロードする形態が増加してきた。このことを受けて、無形のプログラムの特許法上の発明として認めたのである。こうして、ソフトウェア利用発明に関する技術的アイデアは「プログラム」という形で特許法により保護されるようになった。一方で、「プログラム」のソースコード等、表現自体は著作権法で保護される。

ソフトウェアに関しては積極的に「プログラム」として権利化を図りたい。プログラムとして権利を取得しておけば、プログラムをインストールした制御装置の販売、プログラムを記録したCD-ROMの販売の他、当該プログラムを、ネットを通じて配信する行為も侵害として主張することができる。

10 ビジネスモデル特許とは？

最後に、1999～2001年頃、一大ブームとなったビジネスモデル特許について言及しておく。当初はビジネスの方法そのものが特許になるという誤った認識があった。鉄鋼マンとして下記のポイントを最低限押さえておいてほしい。ビジネスの方法そのものは特許を取得することができないが、新たなビジネスアイデアを、ハードウェア・ソフトウェアを用いて技術的特徴を出した場合、それは特許として権利を取得することができる。

例を挙げてみよう。例えば回転寿司をあなたが発明したとしよう。この回転寿司ビジネス自体は、特許を取ることはできない。しかし、寿司をお客に提供するための回転ベルトコンベアであれば、特許を取得することができ、ビジネスを独占することができる。鉄鋼業界においては、インターネットを用いたB to B（企業間取引）のシステムにおいてビジネスモデル特許を取得できる余地はあろう。なお、ソフトウェア特許及びビジネスモデル特許に関しては、独特のノウハウが必要とされるので、ソフトウェア特許に強い弁理士に仕事を依頼することをお勧めする。

11 まとめ

3回にわたって特許のイロハと最新の話題・改正法等を概説した。特に誤解を招きやすい点に注意を払った。世界的競争に突入した鉄鋼業界においては、価格競争ではなく、技術力が高くまた付加価値の高い商品を提供する必要がある。後

者で勝負する場合、特許の問題は避けて通ることはできないのである。本稿が鉄鋼マンの特許スキルアップに資すれば幸いである。

(2007年9月21日受付)